平成 23 年度

教員免許状更新講習
募集要項

仁愛女子短期大学

1　教員免許更新制とは

平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月から教員免許更新制が導入されることになりました。仁愛女子短期大学においても、文部科学大臣の認定を受けて、教員として必要な最新の知識技能の修得を目的とした免許状更新講習を開設します。

教員免許更新制のもっとも基本的なポイントは次の 4 つです。

①免許更新制の目的は、その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけること。

②平成 21 年 4 月 1 日以降に授与された教員免許状に 10 年間の有効期間が付されること。

③2 年間で 30 時間以上の免許状更新講習の受講・修了が必要となること。

④平成 21 年 3 月 31 日以前に免許状を取得した者にも更新制の基本的な枠組みを適用すること。

制度に関する詳細については、次を参照してください。

●教員免許更新制とは？ －解説と Q&A－
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/index.htm

●ケース別 手続きフローチャート
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm

●福井県における教員免許更新制に関する問合せ　福井県教育委員会義務教育課　℡：0776-20-0574

2　受講対象者

⑴受講対象者

更新講習の受講対象者は、普通免許状又は特別免許状を有する方で、以下に該当し、修了確認期限が平成 24 年 3 月 31 日または平成 25 年 3 月 31 日となる方に限ります。

①現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）

②実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員

③教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者

④③に準ずる者として免許管理者が定める者

⑤教員採用内定者

⑥教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者

⑦過去に教員として勤務した経験のある者

⑧認定こども園又は幼稚園も設置している者が設置する保育所などで勤務している場合に限り、幼稚園教諭免許状を有している保育士

修了確認期限のチェックは、次の文部科学省のホームページで確認できます。

●修了確認期限のチェック http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index.htm

⑵証明

更新講習を受講する際には受講対象者であることを証明する必要があります。つまり、受講対象者は、身分証など本人確認を行うことができる書類及び勤務する学校の校長、その者を雇用しようとする者、または臨時任用（または非常勤）教員リストを作成している者などが行う受講対象者であることの証明のための書類を持って開設者に受講を申し込むことが必要になります。

3　開設する講習

仁愛女子短期大学では、選択領域「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」の講習を 3 講習開設します。各講習の概要、募集人数、日程及び受講料などについては、次の本学ホームページをご覧ください。

●講習一覧　http://www.jin-ai.ac.jp/uploads/jissen/list2011.pdf

●講習概要　http://www.jin-ai.ac.jp/uploads/jissen/gaiyou_all2011.pdf

4　受講から履修認定までの流れ

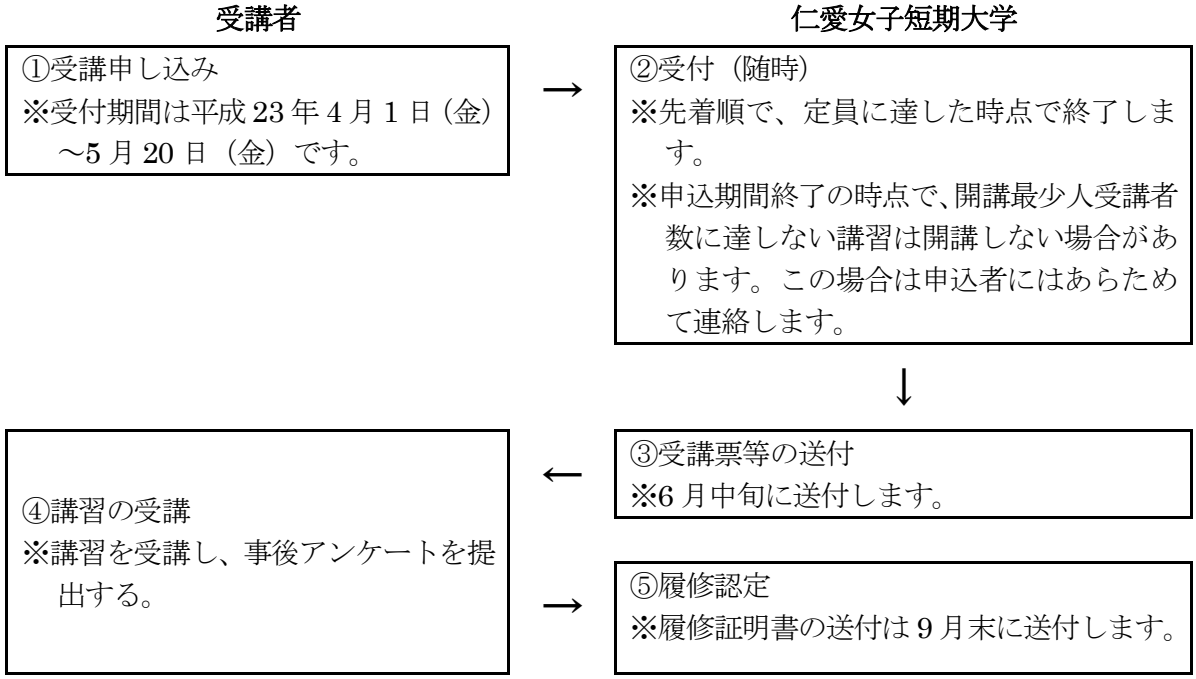

5　受講の申込方法

次の本学ホームページのから、下記の①～②の書類をダウンロードして、必要事項を記載のうえ、①～④を簡易書留にて郵送してください。その際、封筒の表に「教員免許状更新講習申込書類在中」と朱書きしてください。

●仁愛女子短期大学 平成 23 年度免許状更新講習の受講案内

http://www.jin-ai.ac.jp/2011menkyo.html

⑴提出書類

①受講申込書

顔写真（申込以前 3 カ月以内に正面向・上半身・無帽で撮影したもの）を所定欄に貼付のうえ、所属学校（機関）長の証明・押印（公印）を必ず受けてください。

②連絡事項等通知先届

③郵便為替

複数の講習を申し込む場合は、受講料の合計金額の郵便為替でお願いします。

④返信用封筒 1 通

角形 2 号（24cm×33.2 cm）の封筒の表に返信先（郵便番号、住所、氏名）を記入し、120 円切手を貼付してください。

⑵申込期間

平成 23 年 4 月 1 日（金）～5 月 20 日（金）※当日消印有効

⑶申込先・問合せ先

〒910-0124 福井市天池町 43-1-1 仁愛女子短期大学 免許更新講習係

Tel：0776-56-2553　　Fax：0776-56-2553　　e-mail：menkyokosyu@jin-ai.ac.jp

⑷留意事項

①各講習とも先着順とし、定員に達した時点で受付を終了します。

②受付の状況は、随時次の本学ホームページで通知します。

●受付状況　http://www.jin-ai.ac.jp/uploads/jissen/uketuke2011.pdf

③受付期間終了日（5 月 20 日）時点で、開講最少人数（7 名）に満たない講習は、開講しない場合

があります。その場合は申込者に連絡をします。
④開講が決定した講習で定員に余裕のある場合、申込期間終了後にも受け付けることがありますので、本学ホームページで確認してください。

6　受講票の送付

上記５の⑴提出書類等が提出され、受講が決定したら、6 月中旬に「受講票」、「受講料領収書」等を郵送します。
なお、「受講料領収書」は、受講料の返還請求をする際に必要ですから、保管しておいてください。

7　講習の受講

①受講前に次の本学ホームページを再度確認してください。持参物等が指示されている場合は忘れずに持参してください。
●お知らせ http://www.jin-ai.ac.jp/news/
●講習概要 http://www.jin-ai.ac.jp/uploads/jissen/gaiyou_all2011.pdf
②実習等が行われる講習については、実習等ができる服装で参加してください。
③受講当日は受講票を必ず持参し、受付で必ず提示してください。また講習会場では、講習開始前（午前、午後）に出欠を確認する際に、掲示を求められることがあります。
④遅刻、早退は認められません。

8　試験・事後アンケート

①講習では試験（実技、ワークシート、作品も含む）を行い、成績評価を行います。
②受講した講習ごとに、講習終了後事後アンケートに回答し、講習担当教員にお渡しください。

9　履修証明書の送付

講習終了後、履修認定を行い、受講者に対して、９月末までに履修証明書を送付します。
履修証明書は、免許管理者（勤務する学校（園）所在地の都道府県教育委員会）に対し、更新講習修了の確認申請をするための添付書類となりますので、大切に保管してください。
なお、この証明書は原則として再発行はいたしません。

10　受講の取り消しについて

やむを得ない事情により、受講を取り消す場合は、講習日の１週間前までに、ｅメールまたは Fax でご連絡ください。その場合、受講料は返還します。事前に連絡なく当日欠席した場合は、原則として受講料は返還しませんのでご了承ください。

11　個人情報の取扱い

受講希望者から提出された受講申込書等に記載されている個人情報および履修認定試験結果等の個人情報については、教員免許更新に関わる業務を行うために利用するとともに管理し、他の目的での利用は行いません。

12　講習会場へのアクセス

アクセスは、次の本学ホームページを参照してください。
●交通案内 http://www.jin-ai.ac.jp/access/
なお、会場には駐車場がありますのでご自由にご利用ください。